

福岡市福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」改訂について

### 1 改訂の経緯・背景 など

**(1) 経緯**

H10.4 福祉のまちづくり条例 制定  
 H11.3 施設整備マニュアル 策定  
 〈H12.11 交通バリアフリー法 施行〉  
 H16.4 施設整備マニュアル 2004 改訂  
 〈H18.12 バリアフリー法 施行〉  
 H20.12 施設整備マニュアル 2008 改訂  
 〈H23～25 国のガイドライン改訂〉  
 H25.4 福岡市バリアフリー基本計画 策定  
 H26 施設整備マニュアル 2014 改訂予定

**(2) 背景**

①福岡市バリアフリー基本計画を策定(H25. 4)し、バリアフリー化推進の方向性を明らかにした。  
 ②国の整備ガイドライン等が改訂された。  
 ア.道路(H23.8) イ.公園(H24.3)  
 ウ.建築物(H24.10) エ.交通機関の施設(H25.6)  
 オ.福岡県条例手引書(H25.3)  
 ③バリアフリー整備について、施設管理者や一般市民(利用者など)にもっと身近に感じてもらえるよう求められている。

**(3) 改訂趣旨**

施設整備マニュアルについて、経緯や背景を踏まえ、また施設利用者等に意見を求めて内容の充実を図るとともに、施設管理者や一般市民にもバリアフリーが身近なものとなるよう新たな手法を検討する。

### 2 施設整備マニュアル改訂 など

**(1)施設整備マニュアル改訂内容の充実**

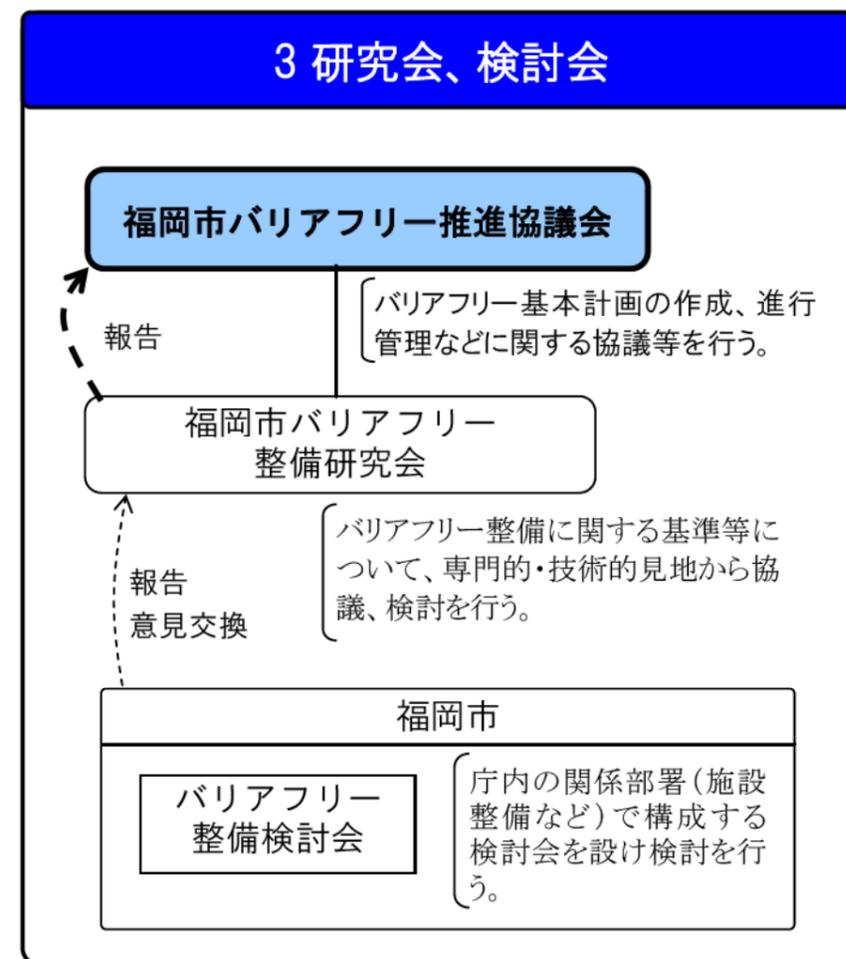
① 国の整備ガイドライン等との整合  
 ② 利用当事者など関係者アンケートの実施、分析、反映  
 ③ 優良事例や工夫している取組みの紹介掲載など

**(2)新たな手法の検討**

施設管理者向けバリアフリー改善のための新たな手引きの作成検討 など

**(3)調査・研究**

市民との共働によるバリアフリー化促進の仕組みづくりの検討 など



### 4 スケジュール

		平成 25 年度	平成 26 年度
マニュアル改訂		調査・協議・検討	改訂 普及・啓発
研究会		3 回開催 ← 報告 →	3 回開催予定 ← 報告 →
協議会		◆	◆



# 福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱

(平成 25 年 11 月改訂)

## (目的)

第1条 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や利用がしやすいよう、公共的利用部分を有する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの施設（以下「都市的施設」という。）のバリアフリー整備に関する基準等について専門的、技術的な観点から研究などを行うため、「福岡市バリアフリー整備研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

なお、本研究会は福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱第7条に基づき同協議会の関連機関としての位置づけを持つ。

## (所掌事務)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について研究、協議及び意見交換を行う。

- (1) 都市的施設のバリアフリー整備に関すること。
- (2) 福岡市福祉のまちづくり条例第25条の整備基準等に関すること。
- (3) 福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織及び委員)

第3条 研究会は、別表第1に掲げる専門分野の委員で構成する。

2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

## (会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (守秘義務)

第6条 会議を非公開とした場合、その会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (事務局)

第7条 研究会の事務局は、福岡市保健福祉局総務部政策推進課に置く。

## (報告)

第8条 研究会の協議内容等については、必要に応じて福岡市バリアフリー推進協議会に報告するものとする。（その他）

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

福岡市バリアフリー整備研究会 委員構成

	分 野	氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	建 築	たけした てるかず 竹下 輝和	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授
	建 築	むらかみ よしとも 村上 良知	熊本県立大学 環境共生学部 教授
	土 木	とい さとし 外井 哲志	九州大学大学院 工学研究院 准教授
	視覚記号	さとう まさる 佐藤 優	九州大学 副学長 九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
	社会福祉	きざき のぶよし 鬼崎 信好	久留米大学 文学部 教授
	情報デザイン	さだむら としみつ 定村 俊満	NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長
専 門 家	視能訓練	やまだ としお 山田 敏夫	公益社団法人 日本視能訓練士協会 理事
	理学・作業療法	まつの こうじ 松野 浩二	社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団 心身障がい福祉センター
利 用 者	障がい者団体 関係者	おかだ まさよし 岡田 正義	NPO 法人 福岡市障害者関係団体協議会
	高齢者団体 関係者	きうち じゅんこ 木内 潤子	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長

平成 25 年 11 月 11 日現在